

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

1 事案の概要

被処分者は、2024 年 6 月から 12 月にかけて、自身が担当する障害福祉サービスに関する事務において、必要な事務および決裁処理を行わないままサービスの決定通知を計 36 人に交付し、うち 32 人については、これを隠ぺいするため、上司の決裁印を無断使用して事後に決裁処理を行い、他 4 人については決裁処理を行わなかった。また、別の 3 人については、一連の事務が未処理となっていた。

このような行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第 33 条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

2025 年 3 月 27 日（木）

3 被処分者および処分内容等

中央区 一般職 男性 40 歳代 減給 3 月

4 管理監督責任

中央区 係長職 男性 40 歳代 訓告

中央区 課長職 男性 50 歳代 文書厳重注意